

1丁									裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍	年	月	日	事	項	旧氏名	年出生月日の	氏名	
平成五	六三	六一	六〇					事				
四	七	四	一〇					項				
一	一	二	三一	北海道大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格			旧氏名	年出生月日の	氏名		
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	司法試験第二次試験合格	司法試験第二次試験合格	伊藤雅人	昭和三十七年九月八日	伊藤雅人		
法務省	最高裁判所	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会	名				



裁判所										年号	月	日	事項	序名	
平成一	一一	一二	一	四	五	一二	一	東京簡易裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する						
月	一九	一八	一七	一六	一五	一四	月	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	
四	三	九	一一	八	八	四	月	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	
一	七	二八	一四	二	一〇	一	月	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	
最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命じ	最高裁判所事務総局刑事局参事官を命じ	最高裁判所事務総局刑事局参事官を命じ	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣							
月	月	月	月	月	月	月	月	法務省	法務省	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人
4丁	平成一九	平成二〇	平成二一	平成二二	平成二三	平成二四	平成二五	平成二六	平成二七	平成二八	平成二九	平成三十	平成三十一年	平成三十一年	平成三十一年
二二	九	九	一〇	一一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所	最高裁判所								
五	四	一	一〇	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所	最高裁判所									
一一	二四	一	一六	三	二	二	二	二	二	二	二	二	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所	最高裁判所
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	法定審議会臨時委員に任命する	命する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所									
裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	任期は平成二十二年十月三十一日までとする	平成二十二年司法試験（新司法試験）考查委員に任命する	法務省	法定審議会臨時委員に任命する	法定審議会臨時委員に任命する	法定審議会臨時委員に任命する									
につき任期終了													法定審議会臨時委員に任命する	法定審議会臨時委員に任命する	法定審議会臨時委員に任命する



裁判所												年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人
6丁	平成二九	三〇	一〇	六	一	三〇	東京簡易裁判所判事に補する	法務省	最高裁判所	伊藤雅人							
	平成二九	三〇	一〇	六	一	三〇	東京簡易裁判所判事に補する	法務省	最高裁判所	伊藤雅人	年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人	
	八	五	一	一	一	一	東京簡易裁判所臨時委員に任命する	法務省	最高裁判所	伊藤雅人	年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人	
五	五	五	一	一	一	一	東京簡易裁判所臨時委員に任命する	法務省	最高裁判所	伊藤雅人	年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人	
静岡地方裁判所長を命ずる	静岡地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	部の事務を総括する者に指名する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	伊藤雅人	年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人
	最高裁判所	内閣								最高裁判所	伊藤雅人	年号	月	日	事項	最高裁判所	伊藤雅人

